



2019年
マレーシアの
会計・監査・税務ガイド

EY Japan

ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)



2019年マレーシアの会計・監査・税務ガイド

目次

はじめに	3
マレーシアの会計・監査制度	4
マレーシアの税制	10
法人税	11
売上税およびサービス税	12
EY Japan ジャパン・ビジネス・サービス（JBS）の概要	13

はじめに

マレーシアでは、マレーシア会社法において、企業が作成する財務諸表について会計士の監査を受けること、また、その財務諸表の作成基準となる会計基準として、マレーシア会計基準審議会が認可した会計基準を使うものと定められています。ここでマレーシア会計基準審議会は、マレーシア財務報告基準（*Malaysian Financial Reporting Standards : MFRS*）とマレーシア非上場企業財務報告基準（*Malaysian Private Entities Reporting Standards : MPERS*）の二つの会計基準を用意しています。MFRSは国際財務報告基準（*International Financial Reporting Standards : IFRS*）と同等の会計基準です。また、MPERSは、中小企業向け国際財務報告基準（*International Financial Reporting Standards for Small and Medium-sized Entities : IFRS for SMEs*）と同等の会計基準です。

MFRSは主にクアラルンプール証券取引所上場会社や銀行・保険などの一定の業種に属する企業に対してその適用が義務付けられます。前記以外の企業は、MFRSもしくは、MPERSのいずれかを選ぶことになります。マレーシアに所在する日系企業は、証券取引所に上場していない企業が多いため、一般的にはMPERSを選ぶことが多い傾向にあります。

マレーシアの主な税金は次の通りで、全て国税であり地方税はありません。

- ▶ 直接税：個人所得税、法人所得税、石油所得税、不動産譲渡益税
- ▶ 間接税：セールスタックス・サービススタックス、印紙税、物品税、関税

EY新日本有限責任監査法人
監査統括本部 海外デスク
マレーシア担当



井本 真也
シニアマネージャー
公認会計士（日本）

EY新日本有限責任監査法人
監査統括本部 海外デスク
マレーシア担当

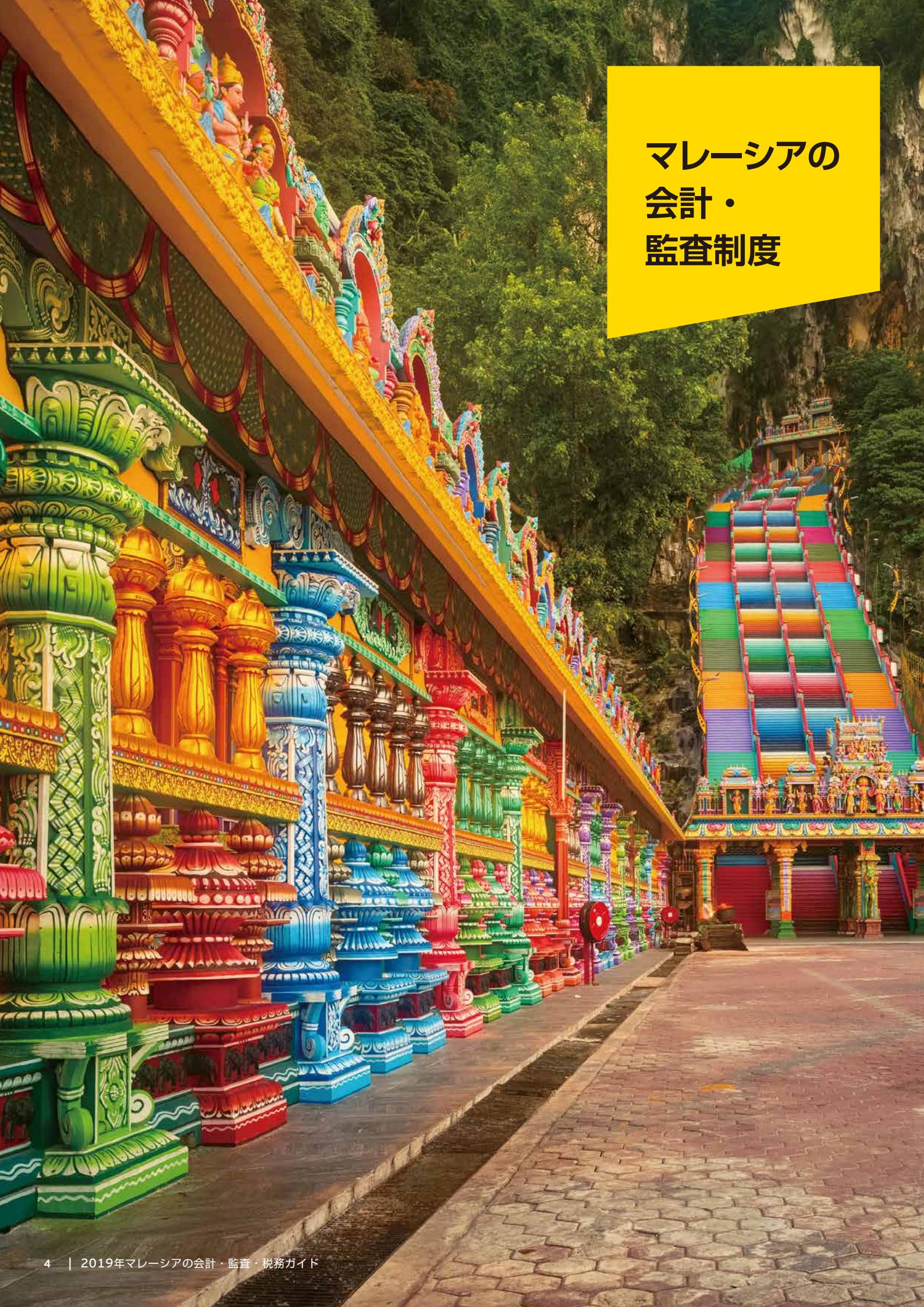


坂巻 健二郎
シニアマネージャー
公認会計士（日本）

Ernst & Young
ジャパン・ビジネス・サービス（JBS）



高津 正義
マネージャー
公認会計士（日本）



マレーシアの 会計・ 監査制度

会計・監査制度（概略）

項目	マレーシア
非上場企業（日本企業の子会社） IFRS 適用の可否*	可
IFRSと現地会計基準の 主な差異	小 一部の例外事項を除いてMFRSはIFRSと同等、MPERSはIFRS for SMEsと同等とされています
決算期の変更	可
決算期末の選定 (暦年以外の採用可否)	可 一般的に、決算期末は自由に選定することが可能ですが、マレーシアに親子関係がある企業は決算期を統一することが求められます
会社法で作成が 求められる財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 財政状態計算書 ▶ 包括利益計算書 ▶ 持分変動計算書 ▶ キャッシュ・フロー計算書 ▶ 注記（重要な会計方針の要約およびその他の説明的情報）
提出する財務諸表	会社法に基づき、監査済財務諸表を会社登記所 (Companies Commission of Malaysia: CCM) へ届け出ることが求められます。その際には、Director's Report, Statement by Directors, Statutory Declarationという会社法所定の書類および監査報告書と合わせて届け出ることになります なお、税務申告においては、税務申告書を提出する前に財務諸表監査が終了していることが要求されます
会計帳簿の保存期間	税法・会社法共に7年間
機能通貨適用の可否	MFRS・MPERS共に機能通貨の適用が求められます
法定監査	必要 (休眠企業に対する免除措置あり)

*非上場企業のIFRS適用可否については、以下の基準で記載しています

否：税務申告時または規制当局に提出（添付）する財務諸表は、自国の会計基準で提出しなければならない場合

可：税務申告時または現地当局に提出（添付）する財務諸表は、自国の会計基準以外にIFRS基準であってもよい場合

会計制度

非上場企業のIFRS適用の可否

マレーシアで事業を行う企業は MFRS もしくは MPERS のうちいずれかの会計基準を適用することが必要です。このうち、MFRS は IFRS と同等に取り扱われており、また、非上場企業でも選択適用が認められています。MFRS では、最新の IFRS の基準（例え

ば IFRS 第 9,15,16 号）の適用年度についても、IFRS と同じ取り扱いとされています。

現地会計基準とIFRSの主な差異

前述の通り、MFRS は IFRS と同等の会計基準であるため、個別の基準の内容について IFRS とほとんど差異はありません。一方で、非上場企業で MPERS を適用している場合においては、各基準の内容についていくつかの差異があること、また、IFRS 第 9,15,16 号といった最新の基準が反映されていないので、連結上のレポーティングにおいては必要な組み替え処理を行うことが必要となります。

MFRS の基準の一覧は次の通りです。

No	概要	関連する IFRSs
MFRS 第 1 号	MFRS の初度適用	IFRS 第 1 号
MFRS 第 2 号	株式報酬	IFRS 第 2 号
MFRS 第 3 号	企業結合	IFRS 第 3 号
MFRS 第 4 号	保険契約	IFRS 第 4 号
MFRS 第 5 号	売却目的で保有する非流動資産および非継続事業廃止基準	IFRS 第 5 号
MFRS 第 6 号	鉱物資源の探査および評価	IFRS 第 6 号
MFRS 第 7 号	金融商品：開示	IFRS 第 7 号
MFRS 第 8 号	事業セグメント	IFRS 第 8 号
MFRS 第 9 号	金融商品	IFRS 第 9 号
MFRS 第 10 号	連結財務諸表	IFRS 第 10 号
MFRS 第 11 号	共同契約（ジョイント・アレンジメント）	IFRS 第 11 号
MFRS 第 12 号	他の事業体に対する持分の開示	IFRS 第 12 号
MFRS 第 13 号	公正価値測定	IFRS 第 13 号
MFRS 第 14 号	規制繰延勘定	IFRS 第 14 号
MFRS 第 15 号	顧客との契約から生じる収益	IFRS 第 15 号
MFRS 第 16 号	リース	IFRS 第 16 号
MFRS 第 17 号	保険契約	IFRS 第 17 号
MFRS 第 101 号	財務諸表の表示	IAS 第 1 号

No	概要	関連する IFRSs
MFRS 第 102 号	棚卸資産	IAS 第 2 号
MFRS 第 107 号	キャッシュ・フロー計算書	IAS 第 7 号
MFRS 第 108 号	会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬	IAS 第 8 号
MFRS 第 110 号	後発事象	IAS 第 10 号
MFRS 第 112 号	法人所得税	IAS 第 12 号
MFRS 第 116 号	有形固定資産	IAS 第 16 号
MFRS 第 119 号	従業員給付	IAS 第 19 号
MFRS 第 120 号	政府補助金の会計処理および政府援助の開示	IAS 第 20 号
MFRS 第 121 号	外国為替レート変動の影響	IAS 第 21 号
MFRS 第 123 号	借入費用	IAS 第 23 号
MFRS 第 124 号	関連当事者についての開示	IAS 第 24 号
MFRS 第 126 号	退職給付制度の会計および報告	IAS 第 26 号
MFRS 第 127 号	個別財務諸表	IAS 第 27 号
MFRS 第 128 号	関連会社およびジョイントベンチャーに対する投資	IAS 第 28 号
MFRS 第 129 号	超インフレ経済下における財務報告	IAS 第 29 号
MFRS 第 132 号	金融商品：表示	IAS 第 32 号
MFRS 第 133 号	1 株当たり利益	IAS 第 33 号
MFRS 第 134 号	期中財務報告	IAS 第 34 号
MFRS 第 136 号	資産の減損	IAS 第 36 号
MFRS 第 137 号	引当金、偶発負債および偶発資産	IAS 第 37 号
MFRS 第 138 号	無形資産	IAS 第 38 号
MFRS 第 139 号	金融商品：認識および測定	IAS 第 39 号
MFRS 第 140 号	投資不動産	IAS 第 40 号
MFRS 第 141 号	農業	IAS 第 41 号

決算期の変更

昨今、親会社での IFRS 採用および決算期統一を契機として、マレーシアの日系企業が決算期変更をすることが見受けられます。マレーシアにおいて決算期変更をする場合は、税務当局への届け出が必要になります。この場合、届け出をする期限に注意が必要です。

▶ 例 1

2018 年 12 月決算企業が決算期変更により 2019 年 3 月に決算期を先送りするケース

12 月決算企業が決算期変更により 3 月に決算期を先送りする場合、当該期のみ 15 カ月決算となります。2018 年 12 月 31 日の 30 日前までに税務署に決算期変更の届け出をすることが求められます。

▶ 例 2

2019 年 3 月決算期において、決算期を 2018 年 12 月に前倒しするケース

3 月決算企業が決算期変更により 12 月まで決算期を前倒しすることで、当該期のみ 9 カ月決算となります。この場合、2019 年 3 月 31 日ではなく 2018 年 12 月 31 日の 30 日前までに決算期変更の届け出をすることが必要になります。

決算期末の選定(暦年以外の適用可否)

マレーシアにおいて、前頁表中記載の例外(マレーシア国内での親子関係)を除いて自由に決算日を選定できます。日系企業としては、一般的には 12 月決算企業が多く、次いで、IFRS を採用した日本本社の決算期に合わせた 3 月決算が多く見受けられます。

税務上の課税期間については会計年度がそのまま適用されるので、通常は会計期間と課税期間は一致しますが、前記の決算期を変更する場合はそれが生じることもあります。

提出する財務諸表

会社法で作成が定められた財務諸表一式を CCM に提出する必要があります。提出する際には財務諸表に次の資料を添付し、製本して提出することが求められます。

- ▶ Director's Report
- ▶ Statement by Directors
- ▶ Statutory Declaration
- ▶ 監査報告書

また、製本する際には Statutory Declaration に対するマレーシアの公証役場の証印、各種書類への Director のサインや議事録の準備などの実務手続きがあり、実務上は製本手続きのみで 2~3 週間程の時間を要します。

保存期間

帳簿の保存期間について、会社法上は 7 年間と規定されており、税法上においても同様に 7 年間の保存期間が規定されています。帳簿以外の関連証憑類も原本の保管が要求されます。

機能通貨について

MFRS および MPERS において、機能通貨の採用が求められています。そのため、企業の機能通貨がどの通貨になるかを検討して記帳することが求められます。

会社法で作成が求められる財務諸表

企業は以下の財務諸表を作成する必要があります。財務諸表に使用する言語は英語となります。

- ▶ 財政状態計算書
- ▶ 包括利益計算書（一計算書方式・二計算書方式いずれも可）
- ▶ 持分変動計算書
- ▶ キャッシュ・フロー計算書
- ▶ 注記（重要な会計方針の要約およびその他の説明的情報）

法定監査

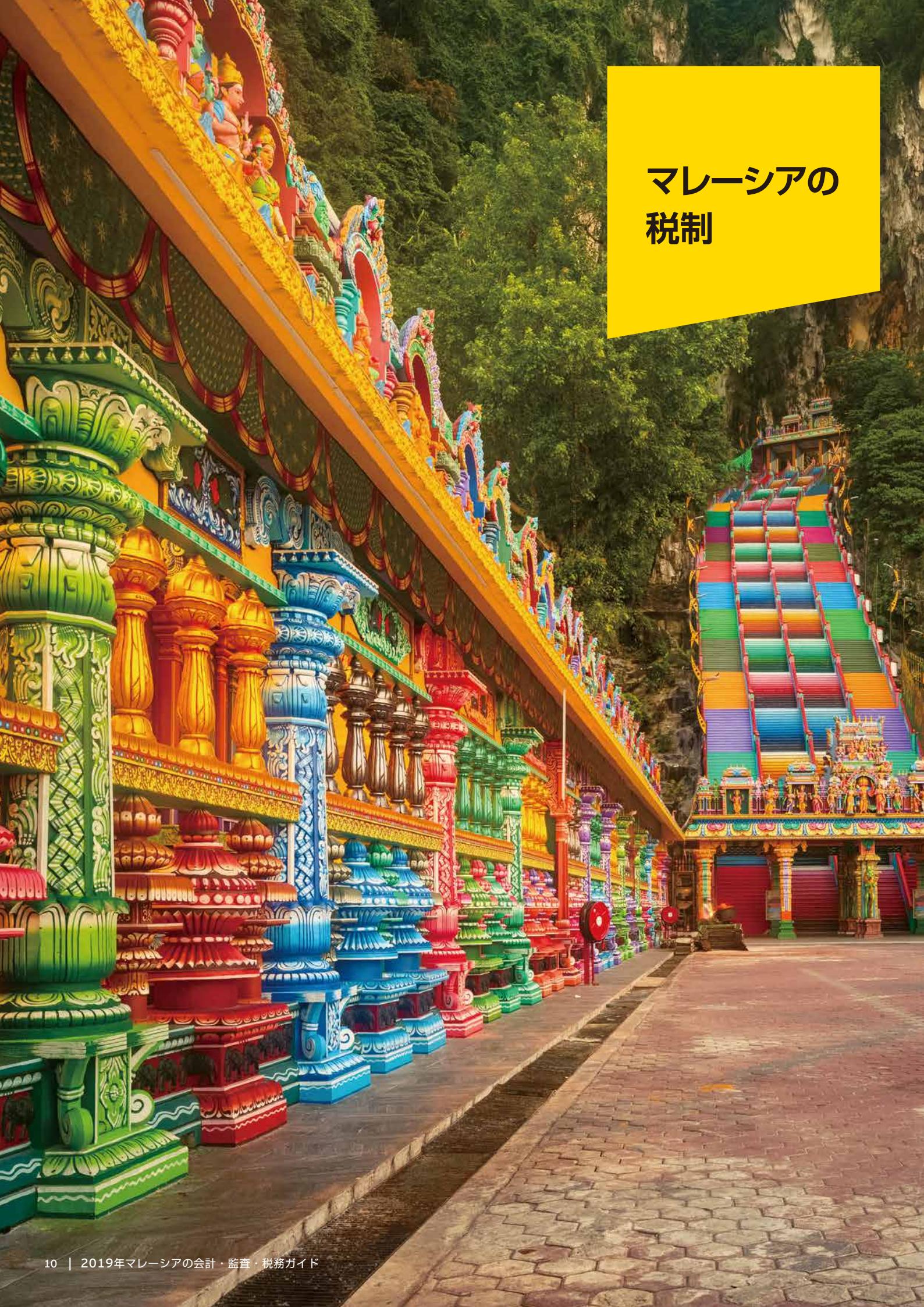
マレーシア会社法においては、免除要件を満たさない企業は全て会計監査人による監査を受けることが求められています。MFRS もしくは MPERS に準拠した財務諸表を作成し、監査済財務諸表は、定時株主総会で承認もしくは株主へ送付されることが必要になります。

※監査の免除要件

- 1) 休眠企業
- 2) 現在および直近の過去二会計年度において収益がない企業でかつ同期間において総資産が 30 万リンギットを超えない企業
- 3) 以下の基準を全て満たす企業
 - ①現在および直近の過去二会計年度において売り上げが 10 万リンギットを超えない
 - ②現在および直近の過去二会計年度において総資産が 30 万リンギットを超えない
 - ③現在および直近の過去二会計年度末において従業員が 5 人を超えない

会計・監査上の留意点

マレーシアでは、IFRS と同等の会計基準である MFRS や、IFRS for SMEs と同等の会計基準である MPERS の適用が要求されています。しかしながら、人材不足や高い離職率といったマレーシア特有の労働環境により、十分な経理知識・実務経験を有する担当者を配置した経理・財務部の組織体制の構築が難しいことがあります。また、非上場の日系企業の場合、監査が期末月や期末日後に開始されることが多いです。そのため、期中に不適切な会計処理が適用されてたり、重要な会計上の論点の検討が遅れることなどにより、決算監査の過程で会計処理の修正が発生するなど混乱が生じることがよく見受けられます。経理人材の育成・維持を図りつつ、人材が不足する場合には記帳や決算業務などをアウトソースすることを検討し社内での適切な財務報告体制の構築をするとともに、早い時期から監査人とのコミュニケーションを密にとり、監査のスケジュール（キックオフミーティングやクロージングミーティング、資料の受け渡し時期や監査報告書の受領時期など）を明確に定めた上で進捗管理を行い、監査が終了した後も翌年度の監査・会計上の課題を議論・共有することが重要になります。



マレーシアの 税制

法人税

概要

法人税率 (%)		24 _(a)
不動産譲渡益税率 (%)		30 _(b)
支店税率 (%)		24 _(a)
源泉税率 (%)	配当金	0
	利息	15 _{(c) (d)}
	特許、ノウハウなどからのロイヤルティ	10 _(c)
	不動産投資信託および財産信託基金からの分配	10/24 _(e)
	非居住者請負業者への支払い	13 _(f)
	特定のサービスおよび動産の使用に対する支払い	10 _(g)
	その他の所得	10 _(h)
	支店送金税	0
欠損金 (年)	繰り戻し	0
	繰り越し	無期限 _(i)

(a) 主たる法人税率は 24%です。2017 年の課税年度より、マレーシアで設立された居住者企業のうち、課税基準年度初頭における普通株式に関する払込資本が 250 万リンギット以下かつ他の一定の条件を満たすもの(中小企業)に対する税率は、50 万リンギットまでの課税所得に対し 18%、これを超える課税所得に対し 24%となります。この税率は、生産分与契約に基づいて石油・ガス上流事業を営む企業には適用されず、当該事業は 38%の税率で課税されます。2017 年と 2018 年の課税年度に限り、課税所得の増加分については、24%の法人税率が前課税年度に比べ 1~4%ポイントが引き下げられます。詳細についてはフルバージョンの P.12「B. 法人の所得に対する税金」を参照してください。

(b) 不動産譲渡益税は、不動産または不動産会社の株式の売却から生じる利得に対して課されます。最高税率は 30%です(フルバージョンの P.12「B. 法人の所得に対する税金」参照)。

(c) これは、非居住者への支払いにのみ適用される最終税です。

(d) マレーシア国内に事業所を持たない非居住者に支払われる銀行利息は、非課税となります。国債のほか、証券委員会に承認または認可されるか届け出たリンギット建てイスラム債(スクーク)または社債(転換社債を除く)については、非居住者企業に支払われる利息が非課税となります。この非課税措置は、2017 年の課税年度より、同一グループ内の企業に支払われるまたは払い込まれる利息には適用されなくなります。

(e) 24%の源泉徴収税は、特定の分配条件を充足するためマレーシアの所得税を免除された不動産投資信託(REIT)および財産信託基金(PTF)から非居住者企業であるユニット保有者に対して行われる分配に課されます。REIT および PTF から個人、信託機関およびその他の企業でないユニット保有者に対して行われる分配は、10%の税率の源泉徴収税の対象となります。

(f) この源泉徴収税は、最終納税額に対する前払いとして扱われます。

(g) これは、マレーシア国内で提供される特定のサービスに対する非居住者への支払い、および航海用船、期間用船または裸用船における船舶の使用に対してマレーシアの海運会社が行う支払いを除く、動産の使用に対する支払いに適用される最終税です。当該税率は、特定の租税条約の下において軽減されます。限定的な期間にわたりこの源泉徴収税の適用範囲が拡大され、2017 年 1 月 17 日から 2017 年 9 月 5 日の間に提供されたサービスの場合、それがマレーシア国外で提供されたものでも、当該サービスについて非居住者に支払われた、または、払い込まれた金額が源泉徴収税の対象となりました。

(h) 「他の所得」に対して源泉徴収税が課されますが、「他の所得」に該当する支払いの中には、コミッションおよび保証料も含まれます。

(i) フルバージョンの P.15「C. 課税所得の計算」を参照。

売上税およびサービス税

A 概要

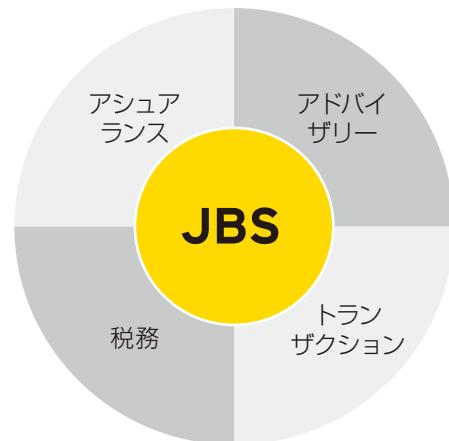
2018年9月1日付で、マレーシア政府は、物品サービス税(Goods and Services Tax : GST)制度(2015年4月1日から施行)に代えて、従前の売上税およびサービス税(Sales Tax and Service Tax : SST)制度の改正版を導入しました。

税金の名称	売上税およびサービス税 (SST)		
国内における名称	Cukai jualan dan cukai perkhidmatan (CJP)		
導入日	売上税	2018年9月1日	
	サービス税	2018年9月1日	
所管	マレーシ亞税関局 (Royal Malaysian Customs Department : RMCD) (http://www.customs.gov.my)		
貿易圏への加盟	東南アジア諸国連合 (ASEAN)		
SST 番号の形式	15桁 (最初の桁はアルファベット文字〈通常は W〉、残りの桁は数字)		
税率	売上税	標準	10%
		その他	5%、ただし特定の石油製品については非課税および各個別税率
	サービス税	標準	規定の課税対象サービスについては 6%
		その他	クレジットカードまたはチャージカードのサービスの提供については、1年につき 25 リンギットの個別税率
SST 課税期間	2カ月ごと		
登録基準値	売上税	課税対象となる年間売り上げが 50 万リンギットを超える場合	
	サービス税	課税対象となる年間売り上げが 50 万リンギットを超える場合 例外：飲食サービス提供者は、150 万リンギットの基準値の対象となります。 通関業者とクレジットカードおよびチャージカードサービス提供者は、提供するサービスの金額または価値にかかわらず登録することを義務付けられています (基準値ゼロ)。	

EY Japan における海外進出支援体制 ジャパン・ビジネス・サービス（JBS）の概要

ジャパン・ビジネス・サービス（JBS）は日本企業の海外事業展開をサポートするアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーの4サービスラインをまたがるEYのグローバルネットワークです。

- ▶ 世界の 70 を超える主要都市に約 500 名の日本語対応可能なプロフェッショナル(うち駐在員約 100 名)を配し、アシュアランス、税務、アドバイザリーなどの業務を通じて、均一で高品質なサービス体制を整備しています
 - ▶ JBS はグローバルネットワークを統括する本部機能を EY Japan 内に設けています。EY Japan 主導により、海外各地の日本企業担当プロフェッショナルと密接な連携を図りながら、強固な一体組織として、グローバルで最適なサービスを提供しています



Contact us

EY 新日本有限責任監査法人
監査統括本部 海外デスク
Jbs mailbox@jp.ey.com

EY 新日本有限責任監査法人
監査統括本部 海外デスク
マレーシア担当
井本 真也
Shinya.lmoto@jp.ey.com

EY 新日本有限責任監査法人
監査統括本部 海外デスク
マレーシア担当
坂巣 健二郎
Kenjiro.Sakamaki@jp.ey.com

Ernst & Young
ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)
高津 正義
Masayoshi.Takatsu@my.ey.com

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社、EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくはwww.eyjapan.jpをご覧ください。

© 2019 EY Japan. All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。法人名および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

eyjapan.jp